

○東京藝術大学芸術情報センター教員選考部会要項

令和3年4月28日
運営委員会承認

改正 令和8年5月13日

(設置)

第1条 東京藝術大学芸術情報センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に教員選考部会（以下「部会」という。）を置く。

(任務)

第2条 部会は芸術情報センター（以下「センター」という。）の教員の採用及び昇任等に関する次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 教員の公募に関する事項
- (2) 教員の審査に関する事項
- (3) その他教員の採用及び昇任等選考に関する必要事項

2 部会は、審議した結果を運営委員会へ報告するものとする。

(組織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 運営委員会委員の教員 4人
- (3) その他センター長が必要と認めた者 若干人

2 前項第2号及び第3号の委員は、センター長が任命する。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、センター長をもって充てる。

2 部会長は、部会を招集し、議長となる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、図書館情報課において処理する。

附 則

この要項は、令和3年4月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和8年5月13日から施行し、令和8年4月1日から適用する。